

茨城工業高等専門学校における教育研究施設の有効活用に関する規程

〔平成13年6月21日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、既存の学科等の枠組みを超えた教育研究プロジェクトチーム等（以下「プロジェクトチーム」という。）が、弾力的な教育研究活動を行うための教育研究スペースを確保することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 施設の新築及び増築等（以下「新增築」という。）を行う場合並びに施設の新増築に伴い跡地にスペースが生じた場合は、共用教育研究スペース（以下「共用スペース」という。）を確保し、これらの共用スペースを選定されたプロジェクトチームに時限を設けて使用させることにより、時代に即応した新たな教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

(規模)

第3条 共用スペースの面積規模は、新增築を行うこととなる全体整備面積の20パーセントを基準として、校長が定める。ただし、全体整備面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合の基準は、この限りでない。

2 跡地スペースを共用スペースとして確保する場合の面積規模は、当該跡地スペースが存在する各学科長及び一般教養部長等の意見を聴取し、校長が別に定める。

(選定)

第4条 共用スペースの使用を希望するプロジェクトチームは、必要な書類を添えて茨城工業高等専門学校総務委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。

2 共用スペースを使用できるプロジェクトチームの選定は、委員会が行うものとし、校長が決定する。

(期間)

第5条 プロジェクトチームが共用スペースを使用できる期間は、原則として5年間を上限とし、委員会がプロジェクトチームの教育研究等の内容に応じて定め、校長が決定する。

(管理)

第6条 共用スペースの使用を認められたプロジェクトチームの代表者は、その責において共用スペースの維持管理を行わなければならない。

(規則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。